広島県告示第 668 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第２条第１項の規定によって，公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和３年７月８日

福山港港湾管理者　広島県

代表者　広島県知事　湯　　﨑　　英　　彦

１　出願人の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

⑴　名称及び所在地

広島県

広島県広島市中区基町 10 番 52 号

⑵　代表者の氏名及び住所

広島県知事　湯﨑　英彦

広島県広島市中区上幟町９番 11 号

２　埋立区域

⑴　位置

福山市鞆町後地字陰平651番10から同字村内680番12に接する無番地を経て797番13に至る間の地先公有水面

次の各地点のうち①の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線，⑧の地点と⑨の地点を結ぶ平成25年２月14日付け指令港振第102号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（Ｃ．Ｄ．Ｌ．＋3.71ｍにより決定），⑨の地点と⑩の地点を結ぶ福山港の最高高潮面（Ｃ．Ｄ．Ｌ．＋4.20ｍ）における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と⑩の地点を結ぶ昭和37年９月10日付け指令港第2285号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（Ｃ．Ｄ．Ｌ．＋3.85ｍにより決定）により囲まれた区域

①の地点　広島県福山市鞆町後地字室浜3367番４の国土地理院三等三角点「仙酔嶋」（北緯34度23分03秒2464，東経133度23分47秒2011，標高158.72ｍ）（以下「基点」という）から299度41分56秒1,657.76ｍの地点

②の地点	①の地点から	148 度 41 分 16 秒	9.00ｍの地点
③の地点	②の地点から	58 度 41 分 16 秒	1.00ｍの地点
④の地点	③の地点から	148 度 41 分 16 秒	127.95ｍの地点
⑤の地点	④の地点から	238 度 41 分 16 秒	1.00ｍの地点
⑥の地点	⑤の地点から	148 度 41 分 16 秒	4.30ｍの地点
⑦の地点	⑥の地点から	152 度 01 分 33 秒	3.02ｍの地点
⑧の地点	⑦の地点から	241 度 57 分 53 秒	41.40ｍの地点
⑨の地点	⑧の地点から	247 度 38 分 22 秒	29.23ｍの地点

⑩の地点	⑨の地点から	340度54分39秒	149.47ｍの地点

⑵　面積

8,190.55平方メートル

3　埋立てに関する工事の施行区域

⑴　位置

福山市鞆町後地字村内680番12から680番13を経て797番13に至る間の土地に接する無番地，680番12，680番13，680番14及び797番13の地内並びに同字陰平651番10から同字村内680番12に接する無番地を経て797番13に至る間の地先公有水面

⑵　区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㋐の地点と㋛の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㋐の地点	基点から	299度41分56秒	1,657.76ｍの地点
㋑の地点	㋐の地点から	341度14分51秒	34.69ｍの地点
㋒の地点	㋑の地点から	71度22分30秒	117.73ｍの地点
㋓の地点	㋒の地点から	148度41分16秒	181.00ｍの地点
㋔の地点	㋓の地点から	241度50分19秒	86.13ｍの地点
㋕の地点	㋔の地点から	331度52分33秒	16.87ｍの地点
㋖の地点	㋕の地点から	241度57分53秒	42.85ｍの地点
㋗の地点	㋖の地点から	331度52分33秒	5.00ｍの地点
㋘の地点	㋗の地点から	241度57分53秒	81.91ｍの地点
㋙の地点	㋘の地点から	341度01分44秒	154.95ｍの地点
㋚の地点	㋙の地点から	71度11分40秒	15.45ｍの地点
㋛の地点	㋚の地点から	71度12分59秒	31.61ｍの地点

⑶　面積

33,244.02平方メートル

4　埋立地の用途

ふ頭用地，交通施設用地

5　免許年月日

令和３年７月１日